

# 診療所・病院賠償責任保険のご案内

2020年7月1日以降始期

*To Be a Good Company*



東京海上日動

このご案内書は、上記保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。  
上記保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。  
詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお問い合わせください。  
ご契約に際しては、必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。

# 1. 診療所賠償責任保険・病院賠償責任保険の内容

## 保険の仕組み

診療所賠償責任保険・病院賠償責任保険は、医師賠償責任保険と医療施設賠償責任保険をセットにした保険です。

### ■ 医師賠償責任保険

医療業務の遂行に起因する事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

### ■ 医療施設賠償責任保険

医療施設に起因する事故、医療施設の用法に伴う仕事の遂行もしくはその結果に起因する事故、提供もしくは販売し占有を離れている生産物(ご契約時に申込書にご記載いただいた財物)に起因する事故または不当行為によって発生した人格権侵害(医療行為に起因する人格権侵害を除きます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です(医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます。)

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

被保険者	この保険契約において補償を受けられることができる方をいいます。
事故	■ 医師賠償責任保険においては、患者の身体・生命を害したことをいいます。 ■ 医療施設賠償責任保険においては、他人の身体・生命を害したこと(対人事故)および他人の財物を損壊したこと(対物事故)をいいます。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。
不当行為	不当な身体拘束または口頭・文書・図画等による表示をいいます。
人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

# 1. 診療所賠償責任保険・病院賠償責任保険の内容(続き)

## 契約の対象

診療所(病床数が0床～19床の医療施設)または病院(病床数が20床以上の医療施設)が対象となります。

## 被保険者の範囲

ご加入の対象	被保険者の範囲
法人立の医療施設	医療施設の開設者である法人
個人立の医療施設	医療施設の開設者である個人

各医療施設に勤務する医師個人の賠償責任を補償するものではありません。  
勤務医師個人が負担する賠償責任を補償するためには、別途「勤務医師賠償責任保険」にご加入いただくか、  
またはオプションの「勤務医師包括担保特約条項」を付帯していただく必要があります。

## 保険金をお支払いする場合

### ■ 医師賠償責任保険

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因する事故が保険期間中に**発見**(\*)され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(\*)被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

たとえば、次のようなケースが考えられます。

- ・ 診断を誤ったため、患者の症状が悪化した。
- ・ 手術ミスにより、患者が重篤な後遺症を負った。

# 1. 診療所賠償責任保険・病院賠償責任保険の内容(続き)

## 保険金をお支払いする場合(続き)

### ■ 医療施設賠償責任保険

#### <対人・対物事故>

次のいずれかの事由に起因して保険期間中に**発生**した事故(医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①被保険者が所有、使用または管理する医療施設(設備を含みます。)
- ②医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果
- ③被保険者が提供・販売した食品や商品などのご契約時に定めていただいた財物

#### <人格権侵害>

上記の①から③までのいずれかの事由に関して、日本国内で保険期間中に行われた不当行為によって**発生**した人格権侵害(医療行為に起因する人格権侵害を除きます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

たとえば、次のようなケースが考えられます。

- ・シャッターが落下して、見舞客がケガをした。
- ・病院内の食堂で提供した食事により、見舞客が食中毒になった。
- ・病院周辺にいた見舞客を不審人物と勘違いし、公衆の面前で取り押さえた。

## 保険期間

1年間

# 1. 診療所賠償責任保険・病院賠償責任保険の内容(続き)

## お支払いの対象となる損害

### ① 法律上の損害賠償金

法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。

### ② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等  
(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

### ③ 損害防止軽減費用

事故または人格権侵害が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用

### ④ 緊急措置費用

事故または人格権侵害が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用

### ⑤ 協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

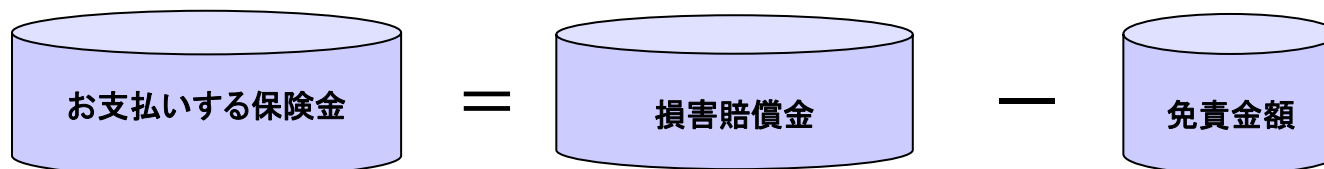
※詳細は、保険約款でご確認ください。

# 1. 診療所賠償責任保険・病院賠償責任保険の内容(続き)

## 保険金のお支払い方法

### 【損害賠償金】

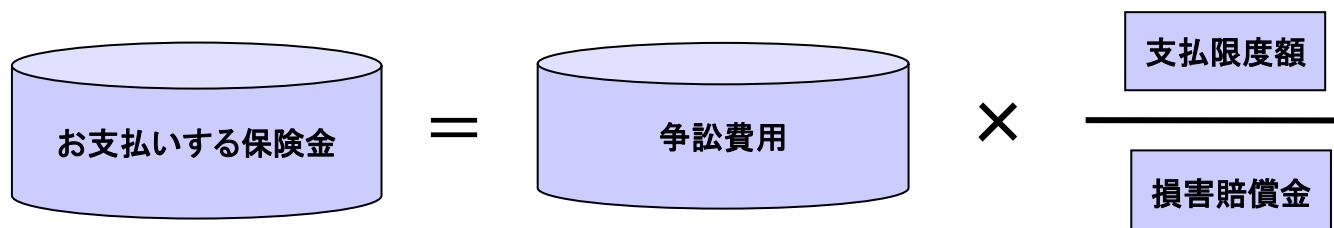
合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします(支払限度額が適用されます。)



### 【各種費用】

原則としてその全額がお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)

ただし、争訟費用については、「損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、次の式に従ってお支払いします。



# 1. 診療所賠償責任保険・病院賠償責任保険の内容(続き)

## お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。  
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

### ■ 医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険共通

- ・保険契約者または被保険者の故意
  - ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
  - ・地震、噴火、洪水、津波、高潮
- 等

### ■ 医師賠償責任保険

- ・次のものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
    - ア. 被保険者が業務を行う施設または設備
    - イ. 航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物
  - ・名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
  - ・美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
  - ・医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
  - ・所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。
- 等

# 1. 診療所賠償責任保険・病院賠償責任保険の内容(続き)

## お支払いの対象とならない主な場合(続き)

### ■医療施設賠償責任保険

#### <対人事故・対物事故、人格権侵害共通>

- ・医療行為の対象となる者が被った身体の障害(医師賠償責任保険で補償します。)
- ・建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ・医療施設の修理、改造または取壊し等の工事
- ・次に掲げるものの所有、使用または管理
  - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
  - イ. 医療施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)または動物
- ・昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
- ・次の財物の損壊または使用不能(財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。)
  - ア. 生産物
  - イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)

等

#### <人格権侵害>

- ・医療行為
- ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)
- ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

等



## 2. オプション

### 補償内容の拡大

#### ● 勤務医師包括担保特約条項

この特約を医師賠償責任保険に付帯することにより、医療施設に勤務する医師（開設者の使用人、開設者の業務の補助者）を無記名で包括的に被保険者とします。

医療施設の業務として日本国内で行った医療業務の遂行に起因する事故が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

なお、この特約を付帯する場合は、勤務医師の名簿を常に備えておく必要があります。

### 3. 医療通訳サービスのご案内

#### 医療通訳サービス(無料)のご案内

医師賠償責任保険にご契約・ご加入の被保険者(医療施設の開設者)の方に、①電話医療通訳および②機械翻訳(\*1)のサービスをご提供いたします(\*2)(\*3)。本サービスは、医師賠償責任保険の保険期間中にご利用いただけるサービスです。

##### ① 電話医療通訳

電話を通じて医療専門通訳者が、診察室における外国人患者との会話やインフォームドコンセント、受付・会計等の会話を通訳します。普段お使いの電話機を利用し、スピーカーフォンまたは受話器の受け渡しでご利用いただけます。また、スマートフォンやタブレットからも、インターネット回線を通じてご利用が可能です。

■対応時間 8:30~24:00/365日 ■ご利用回数 保険期間を通じて20コールまで

##### ■対応言語(17言語)

・英語 ・中国語 ・韓国語 ・ベトナム語 ・タイ語 ・スペイン語 ・ポルトガル語 ・ロシア語 ・フランス語 ・ヒンディー語  
・モンゴル語 ・インドネシア語 ・ネパール語 ・ペルシア語 ・ミャンマー語 ・タガログ語 ・広東語

##### ② 機械翻訳(\*1)

お使いのスマートフォン・タブレットにて、アプリを利用して、機械翻訳をします。翻訳履歴をアプリ内で閲覧することもできます。

■対応時間 24時間/365日

■対応言語(17言語) 上記①電話医療通訳と同じ

(\*1)機械翻訳は、**病院を対象としてご契約をいただいている被保険者の方のみ**ご利用いただけます。**診療所を対象としてご契約いただいている被保険者の方は、ご利用いただけません**。また、診察室・検査室等で実際に診察・処置を行っている間はご利用いただけません。

(\*2)本サービスは、弊社がメディフォン株式会社を通じてご提供いたします。本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

(\*3)本サービスのご利用に当たっては、事前の会員登録およびメディフォン株式会社の利用規約への同意が必要になります。ご利用方法の詳細については、ご案内チラシをご参照ください。

## 4. お見積り内容

### ご契約条件

			支払限度額	免責金額
医師特別約款	対人	1事故	1億円	-
		保険期間中	3億円	-
医療施設特別約款	対人	1名	1億円	-
		1事故	3億円	-
	対物	1事故	1億円	-
	人格権侵害	1名	1,000万円	-
		1事故	1億円	-
		保険期間中	1億円	-

合計保険料	77,460円
-------	---------

※概算の年間保険料は、次の条件をもとに算出しています。

施設数：1施設 許可病床数：0床

### 保険料に関する事項

上記の保険料は、概算となります。病床種類別の許可病床数（診療所の場合は許可病床数および施設数）、過去の事故発生状況、ご契約条件等によって、保険料は、お客様ごとに異なります。

実際に適用される保険料については、代理店または弊社までお問い合わせください。

# ご注意事項

## ◆もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

## ◆ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## ◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## ◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## ◆ご契約の際のご注意

### 〈告知義務〉

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※弊社の代理店には、告知受領権があります。

### 〈通知義務〉

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

## ご注意事項(続き)

### 〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

#### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

#### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

### 〈保険料についての注意点〉

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に発見された事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

### 〈解約と解約返れい金〉

ご契約の解約(ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

### 〈保険証券〉

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

### 〈代理店の業務〉

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

### 〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(\*) )またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(\*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

### ◆ 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

## その他のご注意事項

次の診療所・病院については、下記の点にご注意ください。

1. 日本医師会A①会員が開設者・管理者となっている診療所・病院
2. A①会員が理事を務める医療法人が開設者となっている診療所・病院

### <ご注意 1>

- 開設者が日本医師会A①会員である個人立診療所・病院の場合

開設者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は、日本医師会医師賠償責任保険において補償されます。

開設者が個別に医師賠償責任保険に加入する場合、日本医師会医師賠償責任保険の免責金額にあたる100万円/300万円(1事故/保険期間中)を支払限度額としていただくこととなります。

### <ご注意 2>

- 日本医師会A①会員が管理者となっている診療所・病院または日本医師会A①会員が理事を務める医療法人が開設する法人立診療所・病院の場合

管理者または理事が日本医師会医師賠償責任保険**特約保険**にご加入されている場合、開設者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は、日本医師会医師賠償責任保険**特約保険**で補償されます。個別に医師賠償責任保険に加入する場合、上記同様に100万円/300万円(1事故/保険期間中)を支払限度額としていただくこととなります。

なお、日本医師会医師賠償責任保険**特約保険**の詳細につきましては、各都道府県医師会までご照会いただきますよう、お願いいたします。

# お問い合わせ先

ご高覧ありがとうございました。  
ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【取扱代理店】	株式会社メディカル保険サービス
【所在地】	〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3 NBS岩本町ビル
【TEL】	03-6868-1441
【FAX】	03-6808-1442

または

【引受保険会社】	東京海上日動火災保険株式会社
【担当】	東京中央支店 専門営業第2チーム
【所在地】	〒108-6111 東京都港区江南2-15-2 品川インターシティB棟11階
【TEL】	03-5781-6597
【FAX】	03-5781-6598